

スマホ決済で「いつでもどこでも」 町税・使用料などの支払いができます

コンビニで利用できる町税・使用料などの納付書に印字されているバーコードをスマートフォンから読み取ることで、窓口に出向くことなく、その場で納付できます。
※支払手数料はかかりませんが、通信料は自己負担となります。

▶スマートフォン決済の種類

PayPay LINE Pay 支払秘書 J-Coin d払い au PAY

※令和5年度から下線の決済アプリでも納付できるようになりました。

※納付方法は各決済サービスのホームページで確認してください。

▶注意事項

- ・30万円以下(LINE Payを利用して「上水道料金」を納付する場合は5万円未満)のコンビニ収納用納付書(バーコード付き)のみ利用できます。
- ・バーコード読み取りのみの対応であるため、金融機関やコンビニなどの窓口でのアプリ読み取りによる納付はできません。
- ・スマートフォン決済を利用した場合、払込受領書(領収書)は発行されません。また、納付書の「軽自動車税(種別割)払込受領書兼納税証明書(継続検査用)」は使用できません。 税務課収納係(☎54-6603)

町税の納税相談窓口を 開設します

経済的な事情などで納期ごとの支払いが困難な方や、平日の昼間に相談ができない方を対象に「納税相談窓口」を開設しますので、利用してください。

税務課収納係(☎54-6603)

忠類総合支所地域振興課税務管財係(☎8-2111)

▶役場1階税務課、札内支所

6月18日(日)～23日(金)
日曜日 :午前9時～午後1時
平日夜間:午後7時まで

▶忠類総合支所1階地域振興課

6月19日(月)～20日(火)
平日夜間:午後7時まで

特 収支が確認できる書類

軽自動車税(種別割)の減免申請について

身体などに障がいのある方のために使用する軽自動車で、一定の要件に当てはまる場合、申請により軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。該当する場合は、納税通知書受領後から納期限7日前までに減免の申請手続きをお願いします。なお、申請手続きは毎年必要ですので、注意してください。
※納税通知書の発送は6月9日(金)を予定しています。

▶対象となる車両

- ①身体もしくは精神に障がいがあり、歩行の困難な方が所有する車両
- ②身体もしくは精神に障がいがある方と生計を一にする方が所有する車両
- ③その構造が、もっぱら障がい者の利用に供するためのものである車両

▶対象となる障がいの範囲

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方(障がいの区分や級により該当にならない場合があります。)
- ②療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方 税務課資産税係(☎54-6604)

軽自動車税(種別割)を口座振替で納めている方へ

軽自動車税(種別割)を口座振替で納めている方への令和5年度継続検査(車検)用の納税証明書の発送は、7月中旬を予定しています。納税証明書が手元に届く前に必要な方は、窓口で申請していただくことで令和4年度継続検査用納税証明書の有効期限を令和5年7月末日まで延長した納税証明書を発行することができます。

なお、前年度までの納税の確認ができない場合、納税証明書を発行することができませんので注意してください。
税務課収納係(☎54-6603)

町税は期間内に納付しましょう

6月16日(金)～30日(金)は、町道民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税の第1期納期です。各種町税の納期は次のとおりですので、確認してください。 税務課収納係(☎54-6603)

期 間	町道民税	固定資産税	軽自動車税 (種別割)	国民健康保険税
6月16日(金)～6月30日(金)	第1期	第1期	第1期	第1期
7月16日(日)～7月31日(月)				第2期
8月16日(水)～8月31日(木)	第2期	第2期		第3期
9月16日(土)～10月2日(月)				第4期
10月16日(月)～10月31日(火)	第3期	第3期		第5期
11月16日(木)～11月30日(木)				第6期
12月1日(金)～12月25日(月)	第4期	第4期		第7期
1月16日(火)～1月31日(水)				第8期

町税・使用料などの支払いは、簡単便利な 「口座振替」を利用ください

税務課収納係(☎54-6603)

町税などの納め忘れをなくすためにも、口座振替をお勧めします。一度手続きを行えば納期ごとに窓口に出向くことなく自動的に税金を納付できますので、納め忘れる心配がありません。便利で簡単な口座振替をぜひ利用してください。

※振替手数料はかかりません。

▶申し込み手続き

「口座振替申込書」に必要事項を記載・押印の上、役場税務課収納係、忠類総合支所、札内支所、糠内出張所、駒島出張所または次の取扱金融機関の窓口へ提出してください。

※「口座振替申込書」は各取扱金融機関、役場各窓口へ備え付けてあります。町ホームページからダウンロードすることもできます。

▶取扱金融機関

【全店で利用可能な金融機関】

北洋銀行、みずほ銀行、北海道銀行、北陸銀行、帯広信用金庫、釧路信用金庫、北見信用金庫、十勝信用組合、北海道労働金庫、帯広大正農協、忠類農協、札内農協、幕別町農協、豊頃町農協、ゆうちょ銀行

【十勝管内店舗で利用可能な金融機関】 網走信用金庫

▶取扱税目

町道民税(普通徴収分)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収分)、後期高齢者医療保険料(普通徴収分)、介護保険料(普通徴収分)、上下水道使用料、個別排水処理施設使用料、常設保育料、へき地保育料、幼稚園保育料、学童保育料、学校給食費、保育所給食費、へき地保育所給食費、公営住宅料、教員住宅料、駐車場使用料、下水道受益者負担金

▶振替日 各納期限の最終日

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、それぞれの基準に該当する場合は、申請により国民健康保険税および後期高齢者医療保険料の全部または一部を減免します。

減免の対象となる世帯と減免額

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合

⇒ **全額減免**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入が減少し、次の全てに該当する場合

- 令和4年中の事業収入等のうちいずれかが、令和3年中の収入に比べて10分の3以上減少していること
- 収入が減少している事業収入等以外の令和3年中の所得の合計が400万円以下であること

⇒(表1)で算出した対象保険税(料)額に
(表2)の減免割合を乗じた額を減免
減免額:(A×B/C)×D

(表1)

対象保険税(料)額 = A × B / C
A: 世帯の被保険者について算定した保険税(料)額
B: 主たる生計維持者の減少した事業収入等に係る令和3年中の所得金額
C: 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の令和3年中の合計所得金額

(表2) 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の場合

主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額	減免の割合(D)
300万円以下のとき	10分の10
400万円以下のとき	10分の8
550万円以下のとき	10分の6
750万円以下のとき	10分の4
1000万円以下のとき	10分の2

※令和3年中の合計所得金額が1000万円を超える場合は対象外

減免の対象となる保険税(料)

▶令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に納期限が設定されている令和4年度の保険税(料)

※令和5年度の保険税(料)は減免の対象となりません。

※主たる生計維持者とは、原則世帯主となります。

※主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合は、令和3年中の合計所得金額にかかわらず対象保険税(料)額の10分の10を減免します。

※国民健康保険税について、会社都合により離職した場合には、この減免ではなく、非自発的失業者にかかる保険料軽減制度を適用します。

☎ 住民課国保医療係 (☎)54-6602)

言葉を通して知るアイヌ文化 3

文・写真: 阪口 諒(さかぐちりょう)

☎ 生涯学習課 学芸員 (☎)54-2006)

チピヤク(オオジシギ)

春から初夏にかけて、ジツジツと鳴きながら旋回し、ズビヤークズビヤークと鳴いて、尾羽を広げてゴゴゴゴとすさまじい羽音を立てながら急降下する鳥がいます。この鳥はオオジシギといい、はるばるオーストラリアなどから繁殖のために渡ってきます。オオジシギはアイヌ語でチピヤクと呼ばれ、その鳴き声に由来します。

新ひだか町では、春先にオオジシギの急降下をよく目にすればその年は豊作になるといったほか、和人が舟に交易品を積んでアイヌのところへやってくることを知らせた鳥だとも言われています。北海道東部の白糠では、次のような物語が伝わっています。

私(「オオジシギ」)は天の神様から使命を受けて、人間の世界へ降りますと、そこはあまりに美しく、長居をしてみたい。しばらくして、天に帰ると、神々から降りてきた。天に降りたくて、飛び上がるのですが、神々に叱られたことを思い出して、途中で降りてくると、降りは止まらなから降ります。



後期高齢者医療制度のお知らせ ~令和5年度の保険料など~

令和5年度の保険料額は、6月に個別にお知らせします

▶保険料の計算方法

$$\begin{matrix} \text{均等割} \\ \text{【1人当たりの額】} \\ \text{51,892円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割【本人の所得に応じた額】} \\ \text{(令和4年中の所得一最大43万円)} \\ \text{×10.98\%} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{1年間の保険料} \\ \text{【限度額66万円】} \\ \text{(100円未満切り捨て)} \end{matrix}$$

※1年間の保険料の上限額は66万円です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

▶保険料の軽減

①均等割の軽減

令和4年度 所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後の年間均等割額
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割軽減	15,567円
43万円+(29万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	5割軽減	25,946円
43万円+(53万5千円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)	2割軽減	41,513円

※軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

※給与所得者等とは、次のいずれかに該当する方です。

- 給与等の収入金額が55万円を超える方
- 公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割はかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。(51,892円→25,946円)

※所得の状況により、均等割の軽減割合が7割に該当することがあります。

※被用者保険とは、協会けんぽなど、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

▶保険料の減免

保険料の支払いが困難な場合は、住民課国保医療係へ相談してください。

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免を受けられる場合があります。

▶保険料の支払い方法

保険料の支払いは、「年金からの支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

※「口座振替」を希望する方は、住民課国保医療係へお申し出ください。なお、「年金からの支払い」から「口座振替」に切り替わる時期は、申し出の時期により異なります。

※税申告の際の「社会保険料控除」は、支払いする方に適用されます。(年金からの支払いの場合、支払いをする本人の社会保険料控除の対象になります。)

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望する方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は、住民課国保医療係まで問い合わせください。

▶効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全な薬です。
※希望する場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

▶価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

☎ 住民課国保医療係 (☎)54-6602)、北海道後期高齢者医療広域連合 (☎)011-290-5601)

＼支給には手続きが必要な場合があります／

1人当たり5万円

低所得の世帯対象 子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、生活支援を行うため、給付金を支給します。

支給額 児童1人当たり一律5万円

ひとり親世帯

ひとり親世帯以外の子育て世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

▶対象者

児童を養育するひとり親の方のうち、次の①から④のいずれかに該当する方

②から④に該当する場合は、令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童を養育する方

①令和5年3月分の児童扶養手当受給者(※対象者にはすでに北海道から支給済みです。)

②令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(※対象者には北海道から可能な限り速やかに支給します。)

③公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当を受給していない方

④食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、令和5年1月1日以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

▶申請方法

申請者の世帯の状況によって、必要な申請書・添付書類が異なります。申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

▶支給時期

申請内容を確認後、北海道から指定口座に可能な限り速やかに支給します。

申請期限 令和6年2月29日Ⓜ

問こども課こども支援係(☎54-6621)

ひとり親世帯以外の子育て世帯

ひとり親世帯分の給付金をすでに受給している方は対象外

▶対象者

次の①、②のいずれかに該当する方

①令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の受給者(※対象者にはすでに幕別町から支給済みです。)

②令和5年3月31日時点で18歳未満(障害児の場合は20歳未満)の児童(令和6年2月未までに生まれた新生児も対象)を養育する父母等で令和5年度住民税(均等割)が非課税(未申告の場合は対象外)の世帯または令和5年1月1日以降の収入が食費などの物価高騰の影響を受けて急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯

▶申請方法

申請前にこども課こども支援係まで連絡ください。町ホームページでも申請書様式などを掲載していますので、そちらも参照ください。

※対象者のうち、児童手当(受給者が公務員の場合は申請必要)または特別児童扶養手当を受給していて、令和5年度の住民税(均等割)が非課税の方は申請不要で受給できます。

▶支給時期

申請内容を確認後、幕別町から指定口座に可能な限り速やかに支給します。申請不要の対象者には随時支給します。

申請期限 令和6年2月29日Ⓜ

※新生児の場合は3月15日Ⓜ

1世帯当たり3万円

非課税世帯応援給付金

＼支給には手続きが必要です／

エネルギー・食料品価格などの物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯への生活支援として、住民税非課税世帯に対し、非課税世帯応援給付金を支給します。

対象となる世帯

基準日(令和5年6月1日)において、町内に住所があり、申請時に引き続き居住している、世帯全員が令和5年度住民税(均等割)が非課税の世帯の世帯主。

※世帯全員が住民税を課税されている方の扶養親族となっている場合は、対象となりません。

手続き方法

対象となる世帯には、6月中旬以降に町から給付内容や確認事項を記載した確認書を送付しますので、確認書に必要事項を記入して、町に提出してください。

※住民税未申告の方は、住民税申告が必要です。詳しくは問い合わせください。

問福祉課社会福祉係(☎54-6612)

支給額

1世帯当たり3万円

申請期限

9月29日Ⓜ

申請窓口

- ・役場福祉課
- ・ふれあいセンター福寿
- ・札内支所
- ・糠内出張所

児童手当の年度更新について

毎年6月以降に受給者が児童手当を引き続き受給する資格があるか審査を行います。

手続きが必要な場合がありますので、必ず内容を確認してください。

制度内容など、不明な点があれば問い合わせください。

現況届について

毎年6月に提出していただいていた現況届は、令和4年度から、児童の養育状況が変わっていなければ、受給者の現況を公簿などにより確認することで不要となりました。

ただし、次に当てはまる方は現況届の提出が引き続き必要です。対象となる方には現況届を郵送しますので、期日までに提出してください。

提出がない場合、6月分以降の児童手当が差し止めとなりますので、注意してください。

▶提出が必要な方

- ①配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地が幕別町と異なる方
- ②支給要件児童(18歳に達した日以降の最初の3月31日までの児童)の住民票が幕別町にない方
- ③離婚協議中で配偶者と別居している方
- ④法人である未成年後見人や施設などの受給者(里親)
- ⑤その他、町から提出の案内があった方

▶提出期日 6月30日Ⓜ

▶提出先 こども課、札内支所、忠類総合支所、ふれあいセンター福寿、糠内出張所

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の前年度の所得額が下記表の①所得制限限度額以内であれば「児童手当」が、限度額を上回った場合には「特例給付」が支給され、②所得上限限度額を上回った場合には「特例給付」が支給されなくなります。

審査結果により区分が変更となる方には、順次「認定通知書」または「消滅通知書」を送付します。

令和3年中の所得が②を上回り児童手当が支給されなくなった方で、令和4年中の所得が②を下回った場合は、認定請求書を提出することで児童手当を受給することができます。対象となる方は令和4年中の所得を確認してください。

扶養親族などの数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1200万円
4人	774万円	1002.1万円	1010万円	1238万円
5人	812万円	1042.1万円	1048万円	1276万円

※1 児童を養育している人の所得額が表の①未満の場合は児童手当を、所得額が①以上②未満の場合は特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

※2 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際に給与所得控除や医療費控除、雑損控除などを控除した後の所得額で所得制限を確認します。

問こども課こども支援係(☎54-6621)

パブリックコメントを実施します

幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し(案)について

北海道農業経営基盤強化促進基本方針が見直されたことに伴い、令和4年度に策定した幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想を見直しますので、意見を募集します。

▶意見の募集期限 6月30日(金)(必着)

▶資料の閲覧場所

農林課、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所、駒島出張所
※町ホームページ(トップページ>町政情報>広報>パブリックコメント)でも公表します。

▶問い合わせ・提出先

農林課農政係
〒089-0692 幕別町本町130番地1
☎54-6605 FAX55-5564
noseikakari@town.makubetsu.lg.jp



▶意見を提出できる方

町内に住所がある方、町内に勤務・在学している方

▶意見の提出方法

①持参 ②郵便 ③FAX ④電子メール
資料の閲覧場所に備え付けの「意見等の提出書」または意見を記入した用紙(任意様式)に、件名(幕別町農業経営基盤強化の促進に関する基本構想の見直し(案)について)、住所、氏名、電話番号を記載の上、提出してください。

▶注意事項

- 障がいなどの理由により文書による提出が困難な場合以外は、電話や口頭による意見は受け付けできません。
- 提出された意見は、内容を整理し、意見に対する町の考え方を広報紙などで公表します。なお、提出時に記載された住所、氏名、電話番号は公表しません。
- 意見に対する個別の回答は行いません。また、意見を求める内容と直接関係のない意見と判断できるようなものは、意見として取り扱いません。

高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種を実施します

▶対象

これまで一度も肺炎球菌ワクチンを接種したことのない方で、幕別町に住所があり、①・②いずれかに該当する方

①次の生年月日の方

※70歳以上の方は、平成30年度(5年前)に定期接種をしていない方に予診票を送付しています。

生年月日	年度末年齢	生年月日	年度末年齢
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	65歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	85歳
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	70歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	90歳
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	75歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	95歳
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	80歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日	100歳

②60歳から64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害がある方

▶接種期間 6月1日(土)～令和6年3月31日(日)

▶自己負担 3,000円(生活保護世帯は無料)

▶接種方法 対象者には5月末に予診票などの案内が届きます。接種を希望する方は、指定医療機関に事前予約をしてください。
※予診票を紛失した方は、再発行しますので問い合わせください。
予診票がないと接種できません。

▶償還払い申請 主治医の指示で指定医療機関での接種が難しい場合は、接種1週間前までに下記の問い合わせ先へ連絡してください。償還払いの申請書など、必要書類を事前送付します。
申請締め切り:令和6年4月30日(火)

▶転入した方 5月18日(土)以降に幕別町へ転入した方で対象の①・②に該当する方は、幕別町の予診票を発行しますので問い合わせください。

指定医療機関	電話番号
景山医院(錦町)	☎54-2350
緑町クリニック(緑町)	☎54-6900
いしむら内科循環器クリニック(札内共栄町)	☎66-8233
おち小児科医院(札内新北町)	☎56-5522
札内北クリニック(札内共栄町)	☎20-7750
さつない耳鼻咽喉科(札内北栄町)	☎21-4187
十勝の杜病院(千住)	☎56-8811
忠類診療所(忠類幸町)	☎8-2053

毎日野菜を
+1
プラス1皿

まずはプラスひとくち
つぎはプラス1皿

大量消費&使い切り
**かんたん
野菜レシピ**

ピーマン5個を
消費する!

調理時間
15分

1人分
49
キロカロリー

1人あたりの
野菜目標量
1日350g以上

ピーマンとちくわのきんぴら

ちくわをしらす干しに変えてもおいしいですよ!

えんどう先生

ひとり分約40gの野菜がとれます!

材料(4人分)

- ちくわ 2本
- ピーマン 5~6個
- 赤唐辛子 輪切り ... 適宜
- ごま油 小さじ1

【調味料】

- 砂糖 小さじ1
- しょうゆ 小さじ1~2
- みりん 小さじ1~2

作り方

①下準備をする

- ピーマンはヘタを取り、種を除く。太め(1cm幅程度)のせん切りにする。
- ちくわは縦半分に切り、ななめに薄切りにする。

②ピーマンとちくわを炒めた後、調味料を加えて炒める

- 中火に熱したフライパンにごま油を入れ、赤唐辛子を軽く炒める。ピーマンとちくわを加えて炒め、ピーマンがしんなりしてきたら、【調味料】を加え、水分を飛ばして火を止める。

☎保健課健康推進係(☎54-3811)

ご注意ください **新型コロナワクチンとの接種間隔について**

高齢者肺炎球菌ワクチン接種の前または後に、新型コロナワクチンの接種をする場合、前後とも2週間以上の間隔が必要です。両方のワクチン接種を希望する方は、予約の際に接種間隔を確認してください。

【例1】高齢者肺炎球菌ワクチンを **先に** 受ける場合

【例2】高齢者肺炎球菌ワクチンを **後に** 受ける場合

メールはこちら